法第４条第３項の規定による合意	
法第５条の規定による合意	
法第６条の規定による合意	

（記載要領）

１　（＊）の事項については、合意をした日における状況を記載すること。

２　「合意の内容」欄については、合意をした事項の「チェック欄」に○印を記載し、「添付書類」欄には当該事項を確認できる書類及び該当箇所（例：合意書第●条）を記載すること。

後継者以外の推定相続人目録

住所	
氏名	
電話番号	旧代表者との続柄

住所	
氏名	
電話番号	旧代表者との続柄

住所	
氏名	
電話番号	旧代表者との続柄

住所	
氏名	
電話番号	旧代表者との続柄

○経済産業省令第三十八号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第二十一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第二十四号を第二十五号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号中「第二十一号」を「第二十二号」に改め、同号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　機構法第十五条第一項第二十一号に規定する中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項に規定する業務に関する事項

第十五条第六号中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改める。

第二十一条第二項中「融資経理への資金の融通」の下に「給付経理及び」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「次に掲げる」を削り、同項第一号及び第二号を削る。

第二十六条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「第二条」を「第三条」に改める。

第二十七条の二の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第二条」を「第三条」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）、第二十九条（見出しを含む。）、第三十条（見出しを含む。）、第三十一条（見出しを含む。）、第三十二条（見出しを含む。）、第三十三条（見出しを含む。）、第三十四条（見出しを含む。）、第三十五条（見出しを含む。）及び第三十五条の二（見出しを含む。）中「第二条」を「第三条」に改める。

第三十六条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第二条」を「第三条」に改める。

第三十七条（見出しを含む。）中「第二条」を「第三条」に改める。

第三十八条中「第四条」を「第五条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

２　経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二条」を「第三条」に改める。

○経済産業省令第三十九号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第七条第二項第一号及び第十三条第一項に基づき、及び同法を実施するため、小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令

小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五条第一項」を「第五条」に改め、「に申込金を添えて、これ」を削り、同項第二号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改める。